

安平町地域おこし協力隊員募集要項 (あびら移住暮らし推進員)



令和7年1月



安平町

安平町地域おこし協力隊員募集要項 (令和7年1月15日募集開始)

■ まちの概要

安平町（あびらちょう）は、札幌市から約50kmの道央圏内、「北海道の空の玄関」新千歳空港から約17km（約20分）、「北海道の海の玄関」苫小牧港から約25km（約30分）に位置する人口約7,200人、面積237.1km²のまちです。

町内には、高速道路インターチェンジや札幌～帯広・釧路間を結ぶ特急列車も停車するJR追分駅があるなど、北海道内では比較的交通の利便性が良いまちです。

気候は、北海道の中でも雪が少ない比較的温暖な気候であり、年間を通じて晴天の日が多く水害などが少ない恵まれた気象条件にあります。

地域の基幹産業は農業であり、GIレース9冠馬のアーモンドアイ、7冠馬のディープインパクトやジェンティルドンナなどの日本を代表する軽種馬の大産地であるとともに、チーズ発祥の地を支えてきた酪農業や肉牛産業、アサヒメロンなどの労働集約型作物、なたね（菜の花）やそばなどの土地利用型作物など、地域特性を活かした北海道らしい豊かな農村が築かれています。また、こうした農業・北海道らしい風景・陸海空のアクセスの良さ、国鉄最後のSLが走った地である歴史などを活かして、

歴史・産業・観光のマッチングによる、道の駅あびらD51ステーション(2019年4月オープン)を拠点とした交流人口拡大事業などの取組を進めています。



なかでも、町の政策の大きな柱の一つとして、

子育て・教育」を据え、全国に先駆けて公私連携幼保連携型認定こども園を町内2か所に設置し充実した教育が行われていること、ユニセフが推進する「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体」として最初に認証された全国5つの自治体の一つであること、平成30年に発生した北海道胆振東部地震を乗り越え、特徴的な教育プロジェクト「あびら教育プラン」やICT技術を取り入れた小中学校を統合した形の義務教育学校「早来学園」の誕生等、これまで積み重ねてきた取り組みが全国的に注目を浴びています。

そうした大きな柱の一つである「子育て・教育」と連携しながら、子育て世代や安平町の教育に関心のある方々等への移住に関する相談、情報の収集・発信できる移住等のコーディネーター「あびら移住暮らし推進員」を募集します。

【関係資料】

◇安平町総合計画

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan>

◇安平町移住定住支援のページ

<https://www.town.abira.lg.jp/chiikishinko/ijuteiju>

◇あびら移住暮らし推進協議会のページ

<https://www.town.abira.lg.jp/chiikishinko/abira-iju>

◇安平町広報

<https://www.town.abira.lg.jp/kurashi/koho>

◇安平町地域おこし協力隊紹介ページ

<https://www.town.abira.lg.jp/chiikishinko/chiikiokoshi>

1. 募集人数と活動概要

●あびら移住暮らし推進員 1人 を募集します

<募集背景など>

安平町では、令和5年度からの4年間を計画期間とする「第2次総合計画 後期計画」スタートさせ、第2次総合計画で掲げる施策「職住近接を目指した移住・定住対策の推進」の実現に向け、これまで当町で進めてきた子育て・教育環境の魅力化に対して子育て世代から興味関心は高く、令和4年から3年連続で社会人口増加となりました。

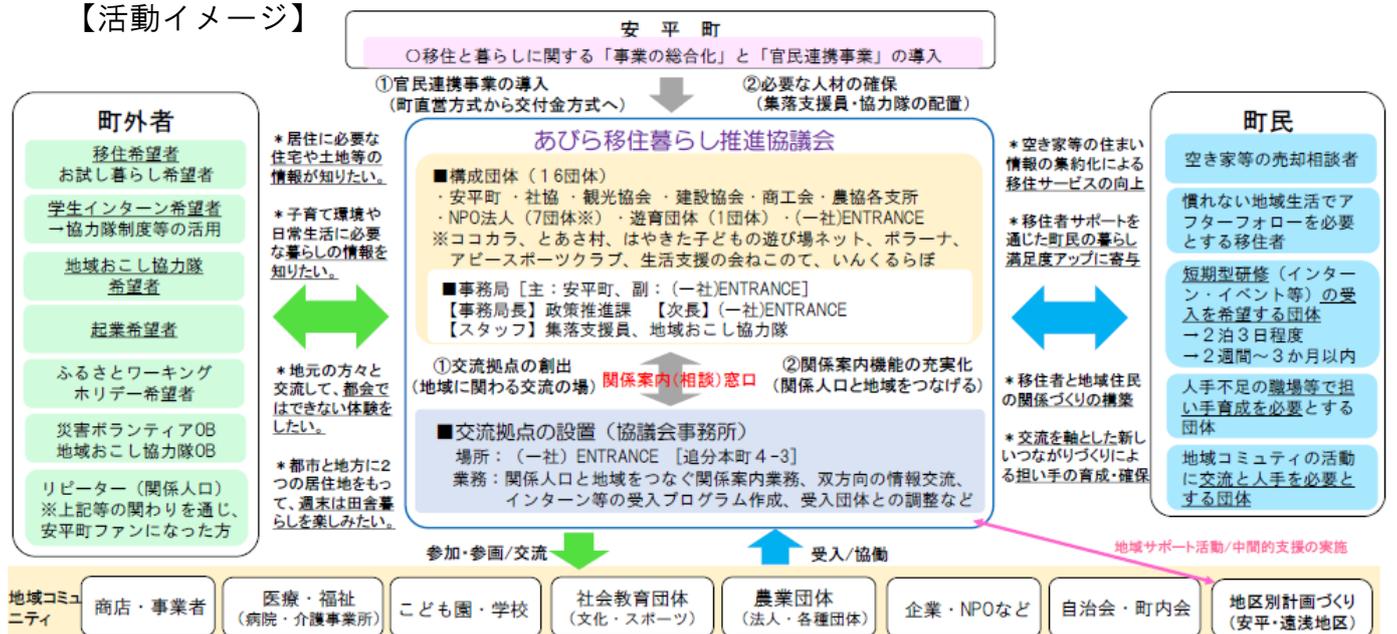
最近では、リモートワークや2拠点生活など、新型コロナウイルス感染症を契機に多様な働き方やライフスタイルを望む方も増えており、空港からのアクセスの良さ等地理的な優位性や次世代半導体の量産を目指すラピダスが千歳市に進出する機会を逃すことなく、安平町では町の強みである「子育て・教育」を訴求力として人口確保・移住定住促進を強化しているところです。

こうしたムーブメントを掴むため、安平町が政策の大きな柱の一つとしている「子育て・教育」に関心のある子育て世代の方々や、空港や港、札幌へのアクセスの良い田舎暮らしに魅力を感じるの方々に対する効果的な情報発信、「あなたに会えたから安平町に決めた」と言われるような移住相談など、行政職員にはない（できない）ような光る強み・特徴を持っている方を1名募集いたします。

<隊員に期待する主な任務>

移住・定住・関係人口に係る業務（移住等のコーディネート）

【活動イメージ】



[主な業務内容]

(1) 移住相談・移住支援・関係人口創出の活動

- ・メール・電話・オンライン・現地案内等の移住相談業務
- ・移住イベントへの参加や情報発信等の移住に係る業務全般
- ・大学や民間企業と連携を図りながら行う取組の推進

(2) あびら移住暮らし推進協議会事務局の活動

町内事業者、公共的団体、行政等の幅広い主体の参画により、移住希望者や学生インターン等といった関係人口を迎え入れる体制を整え、「移住者と町民」の「交流と協働」を通じた『新しいつながりづくり』による地域活性化を図るため令和4年7月設立した協議会。（構成団体16団体 事務局9名体制）

[具体的な業務内容]

- ・移住ツアー等の企画・運営
- ・移住者交流会の企画・運営
- ・SNS等による移住促進施策の企画・運営
- ・地域おこし協力隊インターンに関するサポート
- ・協議会運営のサポート(事務局、広報、経理など)

<主な任務に加えて補助的に依頼する業務>

①一般社団法人ENTRANCEスタッフとしての活動

- ・一般社団法人ENTRANCEを拠点とした多世代交流機会の創出支援
- ・一般社団法人ENTRANCEを拠点とした関係人口と地域住民の関わりづくり

[一般社団法人ENTRANCEの設置目的と主な取り組み]

2018年9月に発災した北海道胆振東部地震が設立のきっかけとなっており、一度沈んでしまった町に元気や活気を取り戻そうと地域住民と災害ボランティアがタッグを組み、立ち上がった団体。安平町追分駅前のコミュニティスペース「ENTRANCE」を運営しており、地域の子どもから大人、高齢者の方々が集まる場として日々営業中。

町役場とのつながりも深く、町の中心として移住関連事業や福祉関連事業を役場と連携しながら事業を行っている。

②あびら移住暮らし推進協議会構成団体と連携した活動

<その他活動に関すること>

在籍場所：安平町役場 総合庁舎 政策推進課

活動拠点：コミュニティスペースENTRANCEを中心に活動

2. 応募要件

<必須条件>

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方。
- ② 3大都市圏をはじめとする都市地域等（総務省が公表する特別交付税に係る地域要件確認表において、安平町に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させることを了承する方。
※現住所が都市地域等に該当するかどうかお調べすることも可能です。
- ③ 安平町の移住定住の推進・関係人口の拡大に対して意欲と情熱がある方。
- ④ 柔軟な勤務（土日及び祝日、夜間等）に対応できる方。
- ⑤ 普通自動車免許を有している方（本人が使用者である自家用車を使用する方には車両燃料費補助制度があります。4-(3)-③をご覧ください。）
- ⑥ 市町村税に滞納がない方。

※現在お住まいの市町村役場から「市町村税の滞納がない証明書」を入手し、応募用紙に添えて提出してください。

- ⑦ 4月1日～6月2日の間に住民票を安平町内に異動し、活動を開始できる方。

<選考に当たって有利となり得る事項>

- 自ら課題設定ができ、解決に向けた立案と実行を協調しながら進められる人物。行政マンにはない（できない）光る強み・特徴を持っている人物を望んでいます。
- 地域おこし協力隊の任用期間終了後も安平町内に定着する意思やプランのある方。
※安平町では、町内での起業や創業に活用できる支援メニューを用意しています。
支援例：安平町内の空き店舗等を活用し起業する方には、安平町創業等支援事業補助金交付要綱に基づく補助金を活用することも可能です。（設備や什器に要する経費、建物の賃貸料、広告費などを合わせて250万円を上限に補助。詳細は当該要綱参照。）

3. 身分と報酬

(1) 身分

当町の会計年度任用職員として任用いたします。本務活動に支障がない範囲において、兼業(副業)が可能です。

(2) 報酬(予定)

月額191,920円（期末・勤勉手当を含み年額3,185,872円）※1

*この額から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

*任用初年度の最初の期末・勤勉手当は、在職期間が短いため手当率が減じられます。

*この他に、家賃、車両燃料、研修等に係る補助を受けることができますので、

4-(3)-③をご覧ください。

※1 安平町議会での予算の議決が前提となる採用及び報酬額となります。

4. 任用期間や待遇など

(1) 任用期間

任用日（令和7年4月1日予定、活動開始も4月1日を予定）から令和8年3月31日までとし、活動実績や活動内容等により、任用開始日から最長で3年間（36か月間）まで任用期間を更新します。

*1 応募者の都合により令和7年4月1日からの活動開始が難しい場合は、6月2日までの範囲で調整を検討いたしますので、面接時までには必ず申し出てください。

*2 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等には、期間中であっても任用を取り消すことがあります。

(2) 活動時間など

① 活動時間は、週31時間（7時間45分×4日間）を基準とします。必要に応じて土曜・日曜・祝日・夜間に活動する場合があります。（活動時間が基準を超過する日が生じるときは、超過分を別の活動日で調整（振替）します。）

② 休暇は次のとおりです。

ア 年末年始休暇	12月29日から翌1月3日まで
イ 年次休暇	初年度は10日間の年次休暇を付与します。翌年度以降は労働基準法の規定に基づき付与します。
ウ 特別休暇等	公民権行使休暇、忌引休暇、結婚休暇など

(3) 福利厚生など

① 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

② 住居の紹介

町内民間アパートなどを紹介いたしますが、着任のタイミングにより、希望どおりの地区に居住できない場合がありますことを予めご留意ください。なお、家賃補助については、次の項目をご覧ください。

③ 地域おこし協力隊員活動費補助金

安平町では、地域おこし活動に要する経費に対して助成を行います。なお、町への転居費用、生活用品、光熱水費などは個人負担となります。

[対象経費] 安平町地域おこし協力隊員活動費補助金交付要綱に基づき算定します。

○住宅家賃補助（月額 28,000 円上限・算定式あり）

○車両燃料経費補助（月額 20,000 円・定額）

○活動必要品購入経費補助（年額 48 万円上限・実費額）

○自己研鑽研修経費補助（年額 20 万円上限・実費額）

④ 定住定着サポート

安平町では、着任時等における研修、定期的な面談による生活や業務における困りごと等の解消、任期後の起業・就業相談をはじめ、要望事項、配属法人や町に対しては直接言いにくいようなことまで、第三者（連携企業）を通じて定住定着サポートを行っています。移住には不安がつきものですが、安心して飛び込んでください。

5. 応募手続など

(1) 応募手続きなど

① 応募方法

様式1の「地域おこし協力隊応募用紙」の各項目に記入し、様式2の「レポート用紙」に次のテーマでレポートを800字程度で作成し、併せて提出してください。

(パソコンでの作成可。様式2については任意様式での提出も可。)

レポートテーマ	あなたは、この町への移住・交流の推進に向けて、どのような取り組み及び移住検討者へのアプローチを考えていますか？
---------	---

② 応募〆切

令和7年2月7日(金) 正午必着(郵送、持参、メール等の方法は問いません。受付確認後、メールにて受付した旨の連絡をいたします。)

③ 受付場所(問い合わせ窓口)

安平町政策推進課政策推進グループ(担当:高橋)

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95(安平町役場総合庁舎)

電話:0145-22-2751 FAX:0145-22-2026

メール:kikaku@town.abira.lg.jp

(2) 応募者選考

提出の都度、書類確認を行い、その結果をメール又は電話にて通知いたします。

また、書類等により要件を満たすことを確認した方を対象に面接選考を行います。

*面接日時は、**令和7年2月17日(月)～21日(金)**のいずれかを予定しています。

日時の詳細は2月12日以降にお知らせします。(町長の公務等で変更となる場合があります。)

*面接会場は、**安平町役場総合庁舎(安平町早来大町95)**を予定しています。

※応募者には面接日時に来町いただき、対面実施による面接を基本としますが、応募者のご希望があれば、Zoomによるオンライン面接にも対応します。対面・オンラインの違いが選考結果に影響することはありません。

*面接選考の結果は、面接実施後1週間以内に通知します。

(3) 全体スケジュール(再掲)

- ・募集開始 令和7年1月15日(水)
- ・応募〆切 令和7年2月7日(金) 正午必着(郵送、メール等の方法は不問)
- ・書類確認 提出の都度確認
- ・面接選考 令和7年2月17日(月)～21日(金) 予定(変更になる場合あり)
- ・面接結果 面接実施後1週間以内に文書で通知
- ・任用日 令和7年4月1日(火) 付けを予定
- ・活動開始 令和7年4月1日(火) 予定(活動開始日の変更を希望する場合でも、原則は6月2日までに住民票を安平町内に異動し、活動を開始できることを応募の要件にしておりますので、ご注意ください。)